

横浜市体操協会規約

第1章 名称および事務所

第1条 本会は横浜市体操協会と称する。

第2条 本会の事務局は理事長又は副理事長の勤務地（又は居住地）に置く。

第2章 目的および事業

第3条 本会は横浜市における体操の普及発展を図るとともに、市民の体力増進に寄与することを目的とする。その目的達成のために次の事業を行う。

- 1 体操の普及発展に関する審議
- 2 各種競技会の開催
- 3 本会の目的達成のための講習会、研究会、その他の事業。

第3章 組織

第4条 本会は横浜市内の体操を愛好する団体または個人で組織し、（財）横浜市体育協会、神奈川県体操協会に加盟する。

第4章 資格

第5条 本会に加盟する団体、および個人は理事会の承認を得ることとする。

第6条 加盟した団体、および個人において、本会に不適当なことがあった場合は理事会の決議により脱会させることができる。

第5章 役員

第7条 本会は次の役員を置く。

名誉会長	
会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
監事	2名
顧問	若干名
参与	若干名

第8条 会長および副会長は理事会において推挙する。

会長は本会を代表し会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

- 第9条 理事長、副理事長、常務理事は理事の互選とし、会長はこれを委嘱する。
理事長は会務を執行し会長・副会長事故あるときはその職務を代行する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときは職務を代行する。
- 第10条 理事は各団体、学識経験者より選出し会長はこれを委嘱する。
- 第11条 監事は理事会において選出し、会長はこれを委嘱する。
監事は会計を監査する。
名誉会長は理事会の決議により置くことができる。
顧問、参与は理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。
顧問、参与は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。
- 第12条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
補欠によって就任した役員の任期は残任期間とする。

第6章 会議

- 第13条 理事会、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成し、必要に応じて会長が招集し議長となり、本会の重要事項を審議決定する。
- 第14条 常務理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事で構成し、必要に応じて理事長が招集し議長となり、本会の会務を審議処理する。
- 第15条 会議の構成員の2分の1以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の同意により決する。可否同数の時は議長がこれを決する。

第7章 専門委員会

- 第16条 本会は事業遂行のために理事会の承認を経て専門委員会を置くことができる。

第8章 会計

- 第17条 本会の経費は登録費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 附則

- 第19条 本規約の施行について必要な細則は常務理事会で別にこれを定める。
- 第20条 本規約の改廃は理事会の議決を必要とする。

昭和29年 4月30日制定
昭和40年 5月 1日改定
昭和55年11月27日改定
平成元年 7月10日改定
平成 6年 4月 1日改定
平成11年 4月 1日改定
平成14年 4月26日改定